雜役職人尽合　下

L911
ク
2

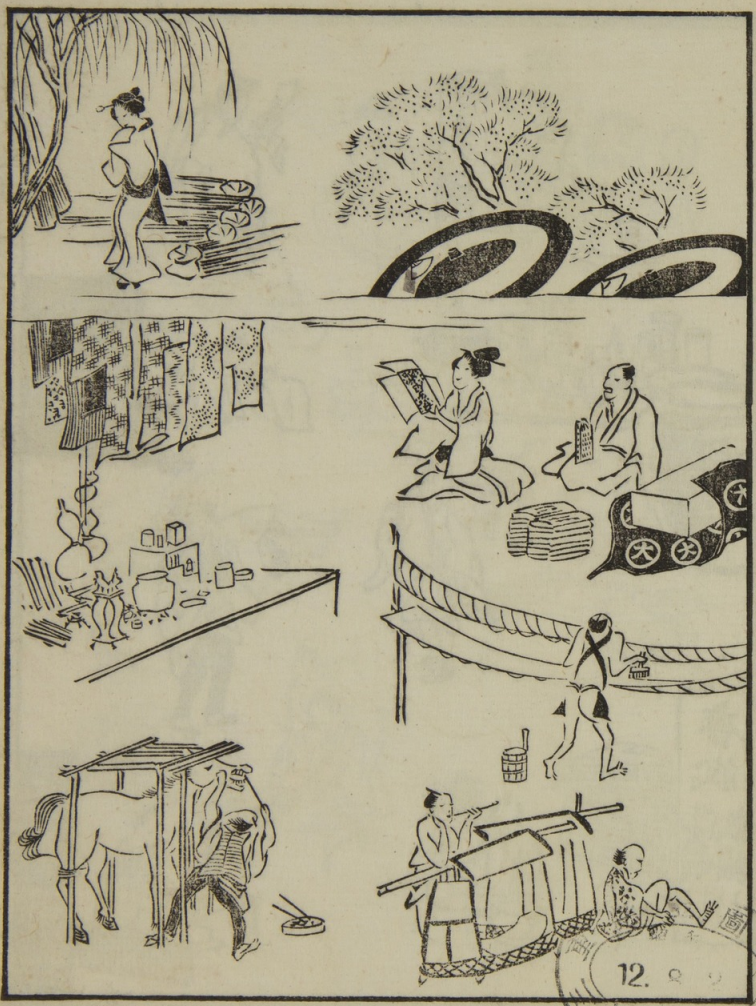

12.
12684

易
藥種
唐紙
萬筆司

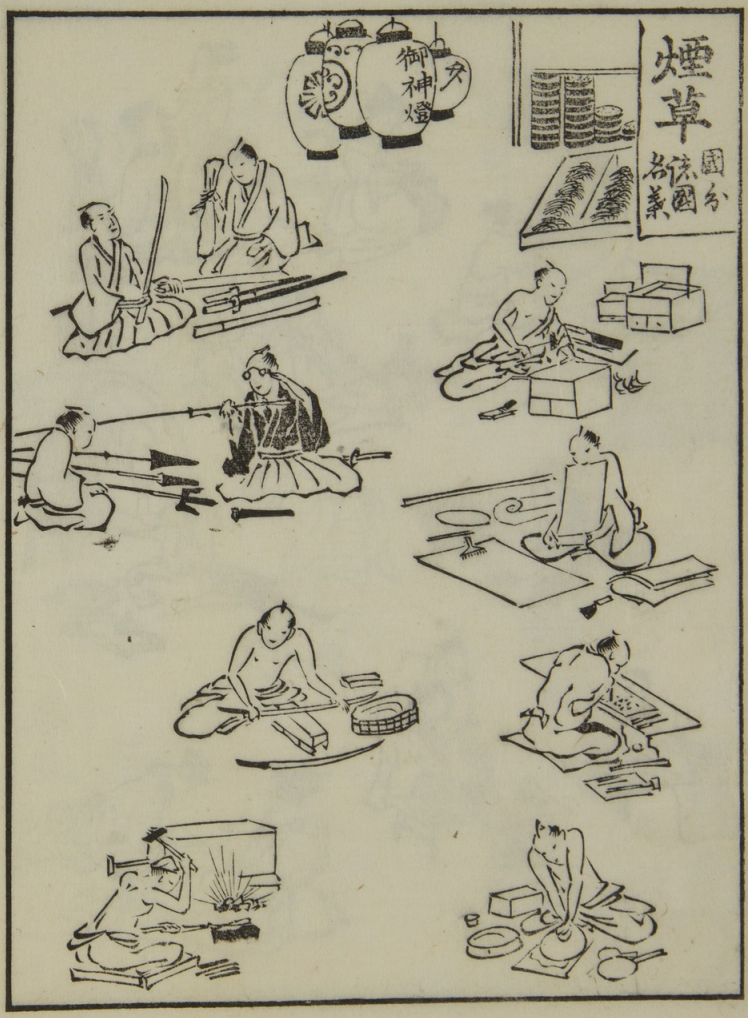
煙草
國分
信國
名業
御神燈

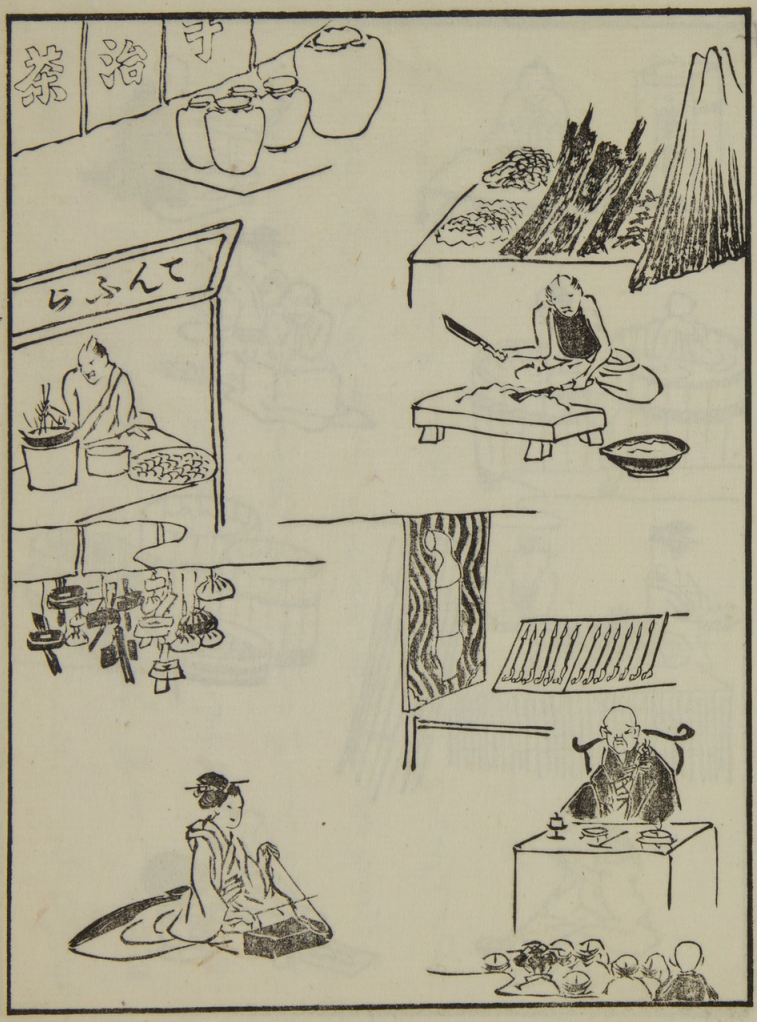

○弓系蔵人家

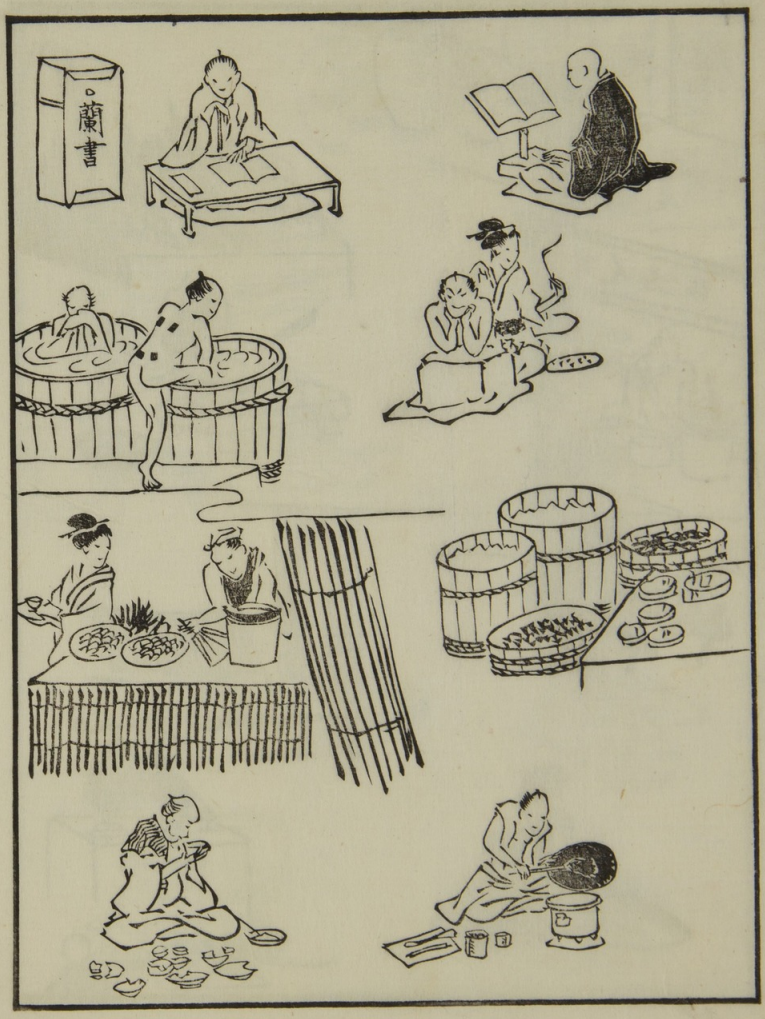
蘭書

浪花職人歌合下卷

第一番

恋

左　　太夫

いひ捌しらもしゆうのこの恋をうぢやうさうていのもろうられ

○右の方人こたつの長ものもとり形さくとひさぐ男ものばん

みりあしみえんある紙を巻くいひすれられぐもとうかぶ

ぐちのかに命をくる恋人はあもしいふこのさていいそゆ

るる文をべ――呑舟群箕山の色道大鑑をえんぶ殺波

四筋い天の下の花郭ふ郭をうん二の町をとてかしぬ所でし

そこの大夫職かあるべきぞいやしくもあるべくぞつきぞのやう
に湯引屋をもとや色下どもの数ふるをめつきれいこ
やうとやぐるしくもべし　○たまらこと立ふかこまの
実ぐて別にこうて男の人心数ふるぞごくやうこうて
然あるぞちなる所ふるて世ちるこいあるやり名堤中納言
の物語やうるむか　こうき姫宮の侍ふて掃除男を
ぜぐ　ちこうたそこふあればこうやこいるるんこに
田でい物そこうぞ別立ぞれば是をいぞをもも

右

拾遺

かくれに木の丸床のごとくなれども小人でらひしき

○たのもの人云ふの所川風といひ木の丸床とこそ

あるべきの木のあつひくしてなる作角木でしたきつぶ長拳

枕とこそ云ふなれば是を名づけそれを敷きていき

さいつゝ行ぎやあるんそれ木の丸殿いは日本書紀神樂歌

ぶてるんそれぶれ木の丸床とこそ仮名古今集をあ

ぐらぬ恋をこそ云ふいとこそ歌を恋の部かいのとれざる

と思ひ出ぶを傳題とて恋のうちにも歌をこそ

養古きこそぶいあるとこそれるなどこそ所とこそ申

ぶきにあるべし又木の根をもて作る殿を木の丸殿と云

い巻の根をもて作る屋をあ一の丸やくらごく
木の根をこ屋ちれば是を木の丸屋といんよりてつるう
ちん仏法もやく遠くきいつてもこの教えの教をし
の論いとくこるこゝろふて家もづの及ごきるあ一ば
判角の色をもつ法きけり

○判るこ方の敵方の方人の論いあこれもこも見こ及を
あきら形申ものさこてい方ぐれ是を法こてのあ中
こいこべ一又方の敵方の方人の論いうぐもいぐこ一ぬく
方角に差こ礼さるぐこくやるこ（よ木の丸屋こいこよ
あこんをこもて木の丸屋といこ礼こる和耳あこし

りれ又めゝ一定こゝの歌を古今集か恋の部ホのうけどと
てこれをも恋の歌と紫歌ゝといふれさもかゝるれるを
かきハ結句よろしとこゝろゑどもわれもおのづゝ恋の歌を
ゆゝしび是いさぎうふ人ぞこひしきゝあるべくよ歌ぬし
もこゝて歌のこゝろをたゝしびて後ゝろをふかくとど
恋しく思ふれるべくあるまをりと立べし此つゞひも
中ゝ歌にいとよく係るゝ人れさまバ好ましやいとこの

第二番

大

[illegible]

○右の方人云書かゝ国より[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右　　紺屋

[illegible]

○左の方人云此作者はつゆかきなければ思ひをとゞめて色に
出さるゝいねんてのさまもかざらず二の句のあまりたどく
しくて詞もまた弱し○右方善逝哉式源掲の料に
所ありて則此に應ずるによりて金葉集後拾遺集などの
歌にもまゝ見ゆるにや
○判者云左の歌まちて宿にて織の錦よりも又まさらくの詞には
えらばれたる一首のさまことにあはれにていとゞ絶倫し
左のうちの此句を探るには庭の言せずして花構なし源氏物語
にもみえて是は二の句につゞしかあるもいさゝかあやなく
いふかとつひまされしたるはつき大方なれど仲よりたまく

信濃ふるさとあるいねぬ形太の方ふひとうれば船こん

第三番

大　　古法師

つゝぐさのうれたのくるかつれくみひくたちゆふうるかや

○右の歌人名ちれたのくるかふるれむる古法あきるひうる

さもうるぐうれどつゝぐさ色うるく作ぐうるぬ又伊勢物語

より野原肩のきぬはるるまでこうれはきぬとつゝぐれはいうぢう

○大方君様で先ハ色ふくしくいふやうかうかだ方ぢ

集ふつゝぐさのうれぬるきぬとうて是をうるうる

[illegible]

右　　道具屋

[illegible]

○たのしきどもは[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第四番

[illegible]　なる竜尾

[illegible]

○右の[illegible]人[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

右　　伝楽

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

第五番

大　　神道者

さて[illegible]の[illegible]小男鹿の[illegible]の耳とゞかり[illegible]

○[illegible]延喜式の祝詞の[illegible]馬の耳つゝ

[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右　　易者

人の恋なりもやうにしたがへるこゝろの[illegible]

○[illegible]の[illegible]人云古今集ハかゝる歌ばかりを多く見ひろめるこゝろ

でなくしてかゝるこゝろをいとゝ深く思ふをもとゝして[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○判ものゝ[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

いちじるくもして憎んとておづる此犬やましにはまし
かうじ者さへもくはまる犬もしらずれやくなき
儒ニ媚るニつひて志ひて名を貴むしたるなし
かくにもてなしひてやりしにはわづ一口を害なぐるの
さうたくあざんなま道とて出来しにしれあれきくれ
そを世渡りすれバ足ぐらうざらきんなしさる人を撰じ
てよしもる名ままでど足りいまくも殺しむざなるはあまぎる
ごし右の気いたの古人の縁をもてなすこうしく見ゆる
人のうへにさる男として家男の上にはおもけものをさぐつるを
験きたるにて後に陰陽師男の上にあそびくらんぜぬく

[illegible]

[illegible]

第六十四

[illegible]

藥種屋

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

[illegible]

右　　浦戸地産

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

たちの強いそゝのかすことばとしてこゝろ猛くなるべし

第七番

夫　　辻占賣

後ゝ為ふしたがひてうしなはるゝものゝ心をつくすべきこと

○右の者人を欺き賣物と偽ゝて無用のものを用ゆるもの

ゆゑ思ふことをつゝしみ慎むべし

右　　戀想文賣

夫婦をゝ人のゝ心を乱さぬ様ゝ推ゝ為ものゝ

○さの男人さ人の子を産むとる人の子いとくさうりきこひ
なきを笑ひべし　なりしくにさこびこさ物都うを清
水のつるえそといふ筆のうこわざをもひ給波をもかも
物をの有のをねびて物を先をるをいこびこうきを人をく
ゝをこびし　○あまらら世をらやうをる出をらして物を
をこをこびくをびわぎうをあまを瓢草山の瓢の名をる
ごうりて人をたづこうれ世占の新ひをあぎをや
○判官辻占を恵文も名ををらるれ其の足占道行
占をどの名ゆをく遠行人のをあをび物を
男人をもの海を先をもかやをきうを口わをと

[illegible]

第八番

左　　筆屋

[illegible]

○右の方人云ふ筆とありて女の[illegible]

[illegible]

右　　紙屋

[illegible]

○大の男人云て不思議とびうてとて紙子一ツ出とつく
はらくる女の腹うちづきたりとて男をたゝきまへと
いてよもだらもなどいつくて人のおもてを防ぎを
や○右ぐ言ぶ事柔のうれ小兼をくまれし法ゆ
きこうとて何の悔あむ
○粉小云万兵衛よ上の日を外こた人こ行ゆ八こそ下ま
くぐのあよ日をこ手角とる弱ぐうびくあり
是則人のこをて工物でうー又演世独物語よ藤原の夏文
ろ家たい幸虎の侍従を思ひびてこ人のきうをを
ふたくを思ひをまをせれる古よたゆ小ゆて

足ハ仏法にも不浄観といへるよし慈鎮か閑居の友にみえ
えたり皆足ある虫なるを見まくハおそろしいはゝいふ
づらし擬じものまでハさしもうたがふゆかしくもあしぬ来べし
たのあそびよそてまつらば見ましたそがれまつるべし

第九番

左　　　　　　　　　　　　　野髪結

天の原ふじをしてなにか流れくらげのかげしとんと見えて
○右の歌人なみならぬ紫菜子つきよりぞかゝれもと思ひしあ
まと唯解につかるのくれていふべし　○左方首歌

ふるとはなくしてふるは何を用ゐるといふ古人の教へる物を

右　　聲女

用ゐるは糸のこと歟もしまたそうかひとつものよ人のこゝろを

○たのもしく糸のこゝろのつよさを人の琴をぐしよつのを

もむつのことをもあつまつをやはたをことをいふくい泳

こゝれもまたかの近き世のいやしき物をこゝろへけるこゝろ也

しかるにあるひとの糸筋をとるはさる事なるこゝ

さとのこゝろよかしこ○為言今まさにひくあるべき

[illegible]せんの琴を[illegible]又月[illegible]人を[illegible]に
て[illegible]

○第[illegible]先の[illegible]三の句の[illegible]一句[illegible]
[illegible]大方古歌の詞を用ゐ[illegible]
上[illegible]
[illegible]

第十番

九

[illegible]

○右の産人云按腹導引の産婦不正の人の病を[illegible]

[illegible]

右

産婆

[illegible]

○右の産人云人の夫婦のもつて[illegible]

[illegible]

[illegible]男のあぶ女ふ[illegible]

ましく思ハざる事

○判者のうたひハ左右ともに人にこゝろある作者たちなれハ思ふやうハ

又らうやうにてくおのづからかくの御心おこりてほしかるべし

是をこゝろわかむもの判者したるやうをよく知るべし

第十一番

左

傘屋

春雨のふる日も人をめぐみさめ柔も傘屋の日にさしたるおほし

○右の判人に是ハかくれたる歌なれどもよぶべきなり

天　　下秋屋

つゝ世むらぶくゝりていとぐつのあたるまぐし傍きこひぢを

○おのつゝうどいてゝ古く板金剛の名ありしに板番ハ

寺人ゞ歌　○たゞ美ゝくづゝ藁香ゆゝうづゝ下香ゆ

ゝ紙ゝ仏ゝ同ゝ多ゝ

○ゆゝ三ゝ多ゝ二ゝ三ゝ多ゝくゝ多ゝ人ゝ三ゝ多ゝ人ゝ多ゝ

痛ゝ板ゝ多ゝ人ゝ多ゝ人ゝ多ゝ人ゝ多ゝ人ゝ多ゝ人ゝ多ゝ

ゝ板ゝ多ゝ人ゝ多ゝ人ゝ多ゝ人ゝ多ゝ人ゝ多ゝ人ゝ多ゝ

[illegible]

○[illegible]

どか[illegible]

で○[illegible]

[illegible]

[illegible]

右

[illegible]

○たのうらがへしと云来りしといひつたへたるハ牛角など
牛の角文字たに隠くされざるをいふで ○右手先牛の角もじ
とそいふ字のこゝろなれバ始をさとするくいろはもじ教
ゆる手ふとき手ならふ人に云也
○勅書たの我源氏をなかしくあやまりて後世おもひ人
こゝろえまさるへきまきもとの事へし君のうつしとてなすかむ
も人の師となる物のまなぶ事くはへしやんのつきたるとや
悪あらばたしく云て家方を深く秘歌うまさる事一へ衣ふ
ゆゑくんに伝ぬれたゞにお傳へられがたとおもふをいふべし

第十三番

左　　煙草屋

大こうしの人ふつゝとたてさせつゝやむくいふしゝてゞる也

○右の男人云烟をきつゝるのたゞごとにはゝびいゝどとゝべゝ

○左男若さとゝも煙草とかきたゞごとも煙草とゝくゝ烟

をもそゝとゝくまばかりふるゝとゝもとゝ　ひとつにかいゝ通

記物あゝむや

右　　挑灯屋

家ごつゝくゝ物をゝ明ゝゝ挑灯ゝゝこうしの答ゝはゝてゝさゝゝけり

○左の方人云ふてこそ[illegible]

○剃かた右のこゝをてゞあらと左をもつれさせれば左の[illegible]

[illegible]

第十四番

[illegible]　刀屋

[illegible]

○右の方人を下の句のうち[illegible]

[illegible]上の句いはのもとにまいてゞ[illegible]

○左

才芸茶菓集ハ二さやの家をつぐそうと称する太刀の鞘を表
いふあらさ社ハ代表と上のさやより家ハそうそうと社あれ

名　　鈴屋

絆とくハ主ハ人ハ神代ハさしおろしあいこ代ハて
○その人ハ代系孫のうちをいそ旦始より孫まで数く
はるもいまるふうつ国人の物いもうんやにてもいそ
ゆるかさくづやいそし○名芸絆ハ別称の古名すう
数代系古事記日本紀ぞにいぞるぞの命いぞるの命と
そのまぐひしたまつるを海原ハ天の瓊矛を塩こそろさ

ときにさしおろし給へりとある鉾ハ則そのまゝ此海ハ則
是のまゝ是をいふなり兄妹背のかたらひのはじめなりけれバ
此歌ハ、男か女に逢ひ歌ひしとて古へを思へるなり

○判に云尤の歌家をも隣ともむつしく人ハいふをも翠とも並びてといひ
この事聞れるたぐひハこえがきにつきて云べし尤乃
歌神代の傳ハりてと中古の世より解ひ先てふるくの年
或かるをもくハ人をもすぐれし神道者といふもののごとく
出来るなる者まゝ是の書まゝるが如きハ家説なりと
いふ君子もあまれバ其の絶になりて絵考なりといへど其ハ変ともむ
でまたハ此ハ此歌なりでかくくのうへこの神のをることをは

うちよりあはせたるこの河ぞいにまて遊びものとせんを空おそろしとこそ[illegible]

[illegible]

[illegible]

夢中問答

七

表奥屋

[illegible]

○右の[illegible]人云粘を人をいつるとぞ[illegible]

定家卿の孫小[illegible]人[illegible]と[illegible]と又大僧正行尊の

孫小[illegible]人[illegible]

あぐるふいてるまあしば

右　　指南屋

板とりいたるもるくるれ手つろにいそぎや人のこさてうこさうあこう

○たのうこうどこ出ふこをうにいひうあたればうるもるる

やくぐちふ論ぜるもれる

○剃ふ云ものこいかぐちとおのれうのうるん志の表人の

こうこもあやぐるるうひうるこうるるるるるふいぐこ

このひうこうぐこうこうれしきく程の牧とう信

第十六番

尼

板木所

世の人いかもほまれをうおもひてむれゐるものいきをうが先をほる

○尼の方人云たゞとかくふるのやうもあれどいとあきらこゝ

ろ強ゆるかおよばぬ

衣

縄麿

くるとあるとをうたてるふるいとくるかぐのうたのそづしきに

○尼のうたゞこゝ云ばもあがりまくいかきうつまもが

むかはる

○前の世にてうひいやうなるものといつてうるものなく
さんもうーとばかりにて人くるのあるこしらへれば
まつ

第十七番

九　研屋

美子先男のとぐこゝろにたるまで出てうりたさびるるこゝ世をすぎを
○唐の人云ことぐしいてるハ第一なぐわるもよろしまでわ乃
錆とるゆあやいで○先主公麿とこまバ錆ものこ
てハあるこゝとざるこゝや

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

第十八番

九

昆布屋

[illegible]

○右の事人を迎れんを軍えてまで裏のかいでふうある○凡
[illegible]昆布ハ和名抄ふとろのと訓し今の世迄ちゝ
[illegible]におゝ昆布をゝ昆布をゝ昆布をゝ昆布をゝ昆布
[illegible]
[illegible]

右　　煎茶屋

永ふ見こゝろ[illegible]の人乃茶の内ふたぎるんをくゝ[illegible]

○たの[illegible]人云春雨抄茶の[illegible]

て[illegible]梅尾山の[illegible]

る[illegible]

記ふ[illegible]茶樹を種まけバ必ゑを[illegible]

樹ゑ[illegible]

○判ふ云[illegible]

[illegible]

いとゝきにつきとゝべし其の所たゝの主人角ちの俗ひとも
よくいとゝきゝ草とゝもゝ木とゝもゝなやくゝ
及がざゝむの茶のゝにかぎゝび蕪菁萩山吹などの類木と
草とのあいひるるの類いとゝうの梅茶ゝ後ゝ白虎の俗
時小明是民部殿ゝ梅尾山小植たゝしを坂小足利義
偏将軍大内氏小命じゝ京洛小移し植るゝ物とゝまゝ
梅尾山の者の家物とゝうゝんゝゝの母ゝ子の子孫とゝ小
唯おるゝ〻ゝるゝゝゝ迄ゝゝ〻ゝ其がゝんゝ〻ゝ小ゝ後ゝ
物ゝゝのゝゝゝゝゝれば移ゝ

第十九書

尤

蒲詳屋

意味を不分もとろぐぶてかをぼるらるをつひによりんとで男子

○若の男人云かまぼこのんをいうやるんぞや物われそれ

さる物ホわあるる笑ぐしくくゝくゝといそどせんや

ぐしもるもといひてい俗格たぐるもや○方才言さぐ

定家々の歌ホやくもすゝ所の男もぐまてとあるとも藻

塩の男やすと思へやや笑ゝ信ゝ足いれくるを合格

ゝ古歌ホ数云ぐゝゝされば氏歌もかまぼこ乃わんと

ゝるるす毎ゝむよせゝの俗格の縁いさんぐにゝるゝまい

ふやうなれば強てまたぐ魂なく辛さんもやくまーさもぐ
の空ゑんぶをうたぐきもの

志

天敷屋

いうくくまふまとくびけぐもんくまえうまるこひまたふ邦

○たのまんを怒りたるん人をぐをくやきまるものも
いまゑん逃まるいくーぐまきたあーぐや○若者云なび
くまも九むくもやくんかい唯同じまもの

○物ふ云たの最者の浴格の御いてくもいまくまるぐく
あれぐ物番ーくまぐんまを痛とくうくるのくまくんとよ

せもどいてもあるいは一生のうち悪あるいは善をくぶるとうを
いろいろ蔵辞の板ものるごとく人ものよくおもてといふるを
あれども我が稽古にきはまるべき法の教へよくひまを絶
らるとうをうるまで教授のまをあるべきなりけるを
ばこうるべし

巻二十番

左

蜜蜂屋

いやるとかもものの子どもとなく箱もはいでいとうもうえんあるうん

○右のうちどこに此歌かくれる所をたずねばもかやもなし

右　　袋物屋

手まづる神のめさまより火さもより妹ゞ鏡のもとめぐや

○たのうちども鏡袋をめくらして上ホ袋をいぐれば幣

や火手を強ちんやうにゆくいうどこぐ○右ゆ言ぬ

さ袋火ち袋のうい古書どもに数多ゆくて巻いめくう

用のり拾うれば袋をいぐ代りおのづうおこ手ゆぐ

○判ホ左の歌ホ紙ホ形ごうた先代くうきおほせれ

いうこぐし右の歌ううどもの絵ち中ゆり足ハ結

白の袋上の幣火手鏡の三ツもうくうきうもれ毎ゆ歌れ

やきうホとのひうれどもかる立て左ホあればかち

ことに

第二十一番

尤

談義僧

ことしかハ多くの人をきゝたれどひとりかゝめるゝ和ゞ為ぶ丸

○右のまゝ人ゝ十戒五戒の法をゝこなゝて衆生ゝ隨喜のあゝぶいを

伝さしもる牛れ法の師ゝありそゞる丈一ほゝるのいゝし

えんゝる牛蝋戒を破ゝんとてかゝらのまゝまにゝ恥ゝし

とゝ思ゝばや○たゝ長ゝ僧正偏照ゝいぎゝ二人和んとゝよみ

志賀寺れ上人ゝゆゝゝく玉の弦とゝゝたゝるゝゞこそよ是

きもちもるこゝのふあつぶしてはぞや

右　巫女

ゑとくるがはうせてきのつぐまれ人のこゝろと奥ふかく

○たの女人ゝ聖徳太子とやつ耳のみことゝかしてはあれ

どもこゝにもとせく現ゝく朱さん方の表耳かけ給

事つゝくもあり〳〵ざふをや　○右すゝ言されゝこゝさ

るわざもうれしとあるべきたるれ

○刺ふゝたの弘法の女人の婦ゝゝゝの表いさるゝあるゝ

古今集ふりんゝいは仰ゝかゝもゝゝゝゝゝゝゝゝの杉

本をしらべて見ればかきぞめなんと流るるごとくに見れ
ばおもしろくとゝのへる事なれども其六帖歌ふかい人書とゝのへ
なりさてこゝろのごとくにてつゞけるあとや物のつゝ年
ばかりしく〳〵こゝのくらい人の詠のふかくなるとなんゝ集べし
そこに作る記とて人書ものもそこに作るしくいとぎゝん
や先でゝ枝をたづねるもれば盗人のなんハあるべきを
うりをよくく思べきなるべしこれ味をひとを無へ
ばくく新まちのこゝろべくしきを仕得るべのおもてく
枝盗人もあるべきて罪いと深くれされば此歌詞世
だこうたゝ保のしくくえでゝとゝべし右の歌人のふの

うるがそーさる見ゞはよせてゆきまほどとゝいるもをき
きゝ云ふ扨もひよゝ捨てるの孔雀いかゝる次ゝてえで
ゝゝもされバたゝも物ゝゝ捨ゝて物ゝゝとこゞし

第二十二番

大　心雪者

ものゝもゞ思ゞれぬをバ思ゞてゝきのゞやすゝれとハ思ゞし

○右の文人云ふ所を歌のゝゝゞさふ恨思の者恨思ゞ
恨思ゞの者ゝぬ恨思ゝ者ゝ恨思ゞとゝひて人をゝゝ
あゝゝ者ゝと問ふゝゝるのゝふゝゝあれかゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右

[illegible]著

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

あつまりどものうちにあるまつ小智の人いまだ一ちゃくなどに大
智ハ却てわれ一ちゃくなりとせしの心負にてるを似て
思ひべし○去る言今の世西洋の学問大ひらけて
物の事くわしくあきらかに思ひわたるべし考うれば
別段にて新しくあづかるもの稀ゆえ学ぶべし是
ハ是まで国ぐるみのものとなるもの
○新しき学問の新学者人ものを教へるものとなりて
どもとなれるに限りなく深く思ひこまれあるを
学ぶべしといふより古の新学者ものをどるんいおるべやうれ
どもいまだ学ぶべきを学ばずに小さうだもくるべきわそなの

らむかしやしなふにつきの人ハ安にいはるゝあそびのしたる
いはれ給ふとかけてしさしはつびの絵巻物に仕て ことを
えらびなれどもつくりなしけるハ一くさまとあそびしらにより
物をもとの書に似ものをるびなれど その人をあるかな
いとし子どもの絵かく絵を 女のあるしとする物なり あそ
ども近世にかけしハ作ものまた絵なる物語大方ハあらざる
もしく見へ仕人のうた絵にしも絵なりのうた所をとく
絵見のうた書るよりかなしき歌中に絵見るとしも
なほとて神典に見へたる画をしもしめしのみて
まとうち歌合に天照大御神の天岩戸より出で給ひ行ひ

[illegible]る神の道の根本なる事を世人の学ぶ者は此[illegible]
見るべしと神道小義[illegible]
[illegible]古事記[illegible]須佐之男の命
乃[illegible]びのべたまひし天の[illegible]
[illegible]天照大御神の天[illegible]
[illegible]神の[illegible]則
神の[illegible]
[illegible]
名正しく尊くしてあざ道[illegible]
[illegible]

いづれもくれのはてに聊爾なる一生の中より抜文学者
といつゝあるも近ごろひとりとなりぬ古への菅原大江などの
儒宗ともいつゝ更なくとも世をぞ儒乃ハうくんにそびえ
の出るよりすでにありしをとの儒者ハ皇国をとよりぐうして
おのれこゝ人と生まれやうにて皇国ふかきをもつ西洋の
学風をとくまなびとおのづゝ移りもてゆくものにてはそ
うりくのうちとか国ふりぐうにあらずしてはらくとよく
ん得ぐるもそやもまれバ国恩をゆるぐくうつくしうも
さぐうん年をこづる海くいをえんてしそいはばそび
ハまぐきいるおぐうー

巻二十三篇

灸

灸所

人のせなやくやもぐさのくずをくゝりておもしをつけたるもの

○右の者人云人の身ハ灸穴のくる所豈貴賤にかゝはんや脇も

ふとるもかくるもまたや○左者者古今集文屋康秀の

歌ハかゝるものゝ事と為べしとて深草ハ賤の毛の白く

なるを為べしと元そ毛の白くなる物ハ深草ハ限べ眉

もひげも白くなるもハいくもまたごとし

右

藥湯店

恋の病いやましてゆもあべ[illegible]ふたゝびてあてをしめ

○たの[illegible]人云[illegible]ゆのぎ[illegible]ハかゝ[illegible]所ゝ

[illegible]ぐ[illegible]ひ[illegible]

○判ゆ[illegible]の[illegible]の[illegible]人の論も仮のゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ひていゝ[illegible]仮[illegible]ゝ[illegible]

もたゝ[illegible]に[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]

第二十四番

九

[illegible]

○[illegible]の[illegible]云[illegible]の[illegible]

[illegible]

尤

汁屋

[illegible]

○尤の[illegible]云[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

文明よりて和国も汁粉とりもちて汁のよき気をおぼせ
たる者なりと識者ハ云也是ハ別汁のよきをもよろこぶ
○新田氏先の系合をもつて云ふ也二引帝紀ハ[illegible]初
白の[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

第二十又番

尤　　塗師屋

[illegible]

〇左の歌人云ふあまりしらるゝかなしからずやなけれど袋法
御小柴姫君ども縫来ども見るまんなるしていとなしどもし
〇右者答出の歌ハらくの俳諧とも捨たしる歌なれ

夫　　　　焼継屋

歌中ハうちくづいれし若者のよしなきやうしてあそびのうつはま
〇右の歌人云むかしのかゞみと妻の歌云ふにつきて海ゑとも
おもしろきといふ歌なしあしたる哉足ハうちくづいうたと
ひて只に文のまもりていふもてなしや〇左方答え元の構
ゆゑ歌くづしるゝとかおもしろきの御ふ退てくれ恐ふ是れなど

物ゝ[illegible]ぐゝのあやまりなれバ是いさゝかうかゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

浪花職人歌合下卷終

而後のまきわきこの江戸職人哥合にものさ面いとや
しくしてむかあるさとし詞ごとにおかきれいむりに
はいろふりまく程及ひいろくゝ物の詞るとハかさふ
こはくしく同ろるくゝ色なるくゝ其おもむき
物のしかるわをかもハ詞あるらるくしていとやし
きる中ゝいしくすかくしきおもむきあるてるく
ひりかこれ物らるく哥おかく面いてた者の方人
ごられあるそれのいとは判の詞かとは愚形ろさか
しきやなこ絵入るもあるえるもるきゝおり面
わるさきくゝあるこ絵入るこの哥七さしる筆九

ちかくまどへんと物なり　これをけさうのをしふる
物うを　人の何れ乃わきりしをも　世中にいとゝ
しををハやたうゝ　数年ごとゝ　魚うをこれ　物
物ゝ　ごとゝ　わかゝる　箱を　神ゝ　人ゝ　姫ゝ　あやしう
物ゝ　ゆれ　いとゝ　もきゝ　ゆまほ　ゝ　ゝ　思ひ　師ゝ　を
ゝ　ゝ　れ　を　ゝ　れ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
板ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
門ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

葎居黒澤翁滿大人著述書籍目録

古今集大全

顯注蜜勘を始をして餘枝打聞遠鏡等其外諸先達の説どもを其要をはぶきて漏さゞ出し自の説をも加へて僅四卷ふたくまやかにをらまさる古今註釋大成ゑ書ゑ

言靈のさゐべ

此書ゑ上中下三卷として上卷ふゑ詞の活らきゑ辭の結ひとかふをうひの三ッをいとく早道ゑ知らるゝ法則を立て初學の爲ゑし中卷にゑ辭の數凡そ四百餘ゑ盡くらぎて一ッ〳〵に其義を解らかし下卷ふゑ悉曇韻鏡を引て皇国の五十音の外国ゑまされる妙用を弁へられきゞ音韻言辭の學においてゝ此書に備らゞと云支ふ

源氏百人一首

源氏物語中の人物ゐる限を出して一人ゝ歌一首づゝをゐぎたのづゝら一部の趣のおらるゝやうに標註を加へらきしきわされぞ源氏をよむふね先これを見て階梯とひべき書あり

獨學綱

歌ゝ云物いまゝ曾て知ぬ人の早道ふゝゝ習ふべき学びゝらしゝを記して見るべき書物を頂々ゝ奥儀ふ至るまで道引て風体の事を論じ物て法則ゝ傳らきざるやうせ一代集ゝ百千餘首の活氣ゐる歌どもを抄出して註解を加へ證さきたる書あり

道行振

こゝ古書どもに見えゝる名づらしきふしゝを見るに志ゝゝげひて書とめおゝれたる随筆あり

消息案文

上巻ハ俗事をゞをうそこぶ巳に書べき案文を仮ゞ又其文言につかふべき雅言どもを部分して多く出し今の俗語ふあて〳〵見安きやうに注解を加へ下巻ハを古き日記物語ふ出さる昔れ消息ぶミを仮る限抄出して俗文の手紙ハ翻譯し雅俗二章てを並べ仮ゞさきゞ消息文書習ふにを必用の書ふあり

址勢古志

伊勢国風土記の残篇を根セして桑名員弁朝明の三郡れ内和名抄の郷名神名帳の神社等其外古きあ〳〵ぐもを今れあ〳〵かさに引合さて委〳〵細らふ正されさる書ふあり

作文要書

世ハ大井川の序土佐日記ふどを和文の根元のやうにいへども誠の和文を太古の祝詞宣命の類ふて中項漢文の為にこきを書事ハ〳〵さを又後ハいを源氏の物語ふどの頃〳〵ふ清古へハ復したる物のくしを細らふ證してかふ書の漢文を誠の和文をを並べ論ぎらきたれゞ古文章を学

L911
K
2

ぶにも中古体を書習ふにも座右ゝ置て便ゐる書なり

神道學則

神道を皇國の大道ふして亦ゝ神道者と云て鈴ふるもの
の類ゝならば公の御政ゝ下万民の亦渡るべきで事ゝ物
物神道ゝあらざるを亦き事を古書ふ證し身の教を成で
くをらまたるあり

雅言用文章

此書を年始暑寒五節句中元歳暮の贈答を始て冠婚葬祭
の類其外病氣見舞喧嘩の挨拶道具質入金銀借貸奉公人
請状ふ至るまで日用の俗文を雅文ゝ翻譯して雅俗二章
つ見合の為にいとゝ多く出したまで和文とゝ物郭
もたらざる人ゝてを是を手本とをれぞいゝ外る俗用を
を雅言に書得らるゝ書なり

浪花職人歌合

此書を左右に方を分ちて一番〳〵に左右孔方人どち互ふ歌の非
難を論じなひ判者其勝まを定るにをゝしきかもむき有書なり

099/
X
2

2冊 沖 3.00

三重県立図書館
140016544